

制定 平成14年7月26日 区長決定 要綱第71号

一部改正 平成19年6月7日 区長決定 要綱第92号

一部改正 平成21年4月1日 企画部長決定 要綱第345号

一部改正 平成27年3月19日 企画部長決定 要綱第205号

一部改正 平成28年4月21日 区長決定 要綱第172号

品川区住民基本台帳ネットワークシステムにおけるセキュリティ確保のための組織に関する 要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川区における住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）のセキュリティを確保するための体制に関し、必要な事項を定めるものとする。

(セキュリティ統括責任者)

第2条 住基ネットのセキュリティ対策を総合的に実施するため、住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ統括責任者（以下「セキュリティ統括責任者」という。）を置く。

2 セキュリティ統括責任者は、住基ネットのセキュリティ対策全般を統括し、セキュリティの確保に必要な措置を講ずる。

3 セキュリティ統括責任者は、企画部を担任する副区長をもって充てる。

(セキュリティ副統括責任者)

第3条 セキュリティ統括責任者を補佐するため、住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ副統括責任者（以下「セキュリティ副統括責任者」という。）を置く。

2 セキュリティ副統括責任者は、企画部長、総務部長および地域振興部長をもって充てる。

(システム管理者)

第4条 住基ネットの適切な管理を行うため、住民基本台帳ネットワークシステム管理者（以下「システム管理者」という。）を置く。

2 システム管理者は、ネットワークの運用およびシステム保守等の管理を行う。

3 システム管理者は、企画部情報推進課長をもって充てる。

（セキュリティ責任者）

第5条 住基ネットを利用する部署においてセキュリティ対策を実施するため、住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ責任者（以下「セキュリティ責任者」という。）を置く。

2 セキュリティ責任者は、端末設置場所のセキュリティの確保および各種帳票の管理等を行う。

3 セキュリティ責任者は、総務部税務課長、地域振興部地域活動課長、地域振興部戸籍住民課長および地域センター所長をもって充てる。

（関係部署に対する指示等）

第6条 セキュリティ統括責任者は、必要に応じて、関係部署の長に対し指示し、または教育委員会等に対し必要な措置を要請することができる。

（監査）

第7条 住基ネットのセキュリティを確保するため、住基ネットに関する監査（以下「監査」という。）を行う。

2 監査の実施は、監査委員に求めるものとする。

（委任）

第8条 この要綱の適用について必要な事項は、企画部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年8月5日から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年6月7日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。